

令和7年度 第1回市川市環境審議会 会議録

事務局（総合環境課主幹）

皆様こんにちは。ご多忙の中お集まりいただきまして、ありがとうございます。事務局を務めます総合環境課の小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

審議会の開会に先立ちまして、本日の流れについてご説明いたします。最初に6月24日より新たに委員になられました市川市議会からの選出委員6名の方をご紹介させていただきます。なお個別のごあいさつについては時間の関係で、割愛させていただければと思いますので、ご了承ください。そして、続きまして市長が到着され次第、開会して諮問に移らせていただきまして、そのあとに事務局の職員の紹介をさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは初めに、6月24日より新たに委員になられました、市川市議会からの選出委員6名のお名前をご紹介します。

市川市議会よりご推薦いただきました。小泉文人委員。

小泉委員

はい。よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

太田丈之委員。

太田委員

よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

門田直人委員。

門田委員

よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

とくたけ純平委員。

とくたけ委員

よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

富家薫委員。

富家委員

よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

ほとだゆうな委員。

ほとだ委員

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

以上 6 名の方になりますのでよろしくお願いいたします。

（市長入室）

それでは審議会の開会に移らせていただきますので、熊谷会長よろしくお願いいたします。

熊谷会長

はい。ありがとうございます。

それではただいまより、令和 7 年度第 1 回市川市環境審議会を開会いたします。まずは事務局から定足数、会議の公開・傍聴についてお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

それでは定足数の確認をいたします。本日の出席状況ですが、小倉委員、大野委員、小川委員、秋本委員からは事前にご欠席の連絡をいただいているところです。まだ出席予定でお見えになってない委員が 1 名いらっしゃいます。従いまして現在 12 名の委員の方にご出席いただいておりますので、市川市環境審議会条例第 6 条第 2 項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は定足数に達しております。

次に本日の審議会の公開、非公開の取り扱いについてですが、本日の議題には非公開情報は含まれておりませんので、市川市審議会等の会議の公開に関する指針では公開の扱いとなりますが、本日の会議については公開することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

ありがとうございます。それでは公開することといたします。なお傍聴ですが、本日傍聴を希望される方が 4 名いらっしゃいます。傍聴希望者にお入りいただきます。

（傍聴者入室）

はい。お待たせいたしました。それでは会長に進行をお戻しいたします。

熊谷会長

はい。事務局ありがとうございました。それでは、議事を進めたいと思います。まず議題 1「【諮問】第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について」でございます。事務局お願いします。

事務局（総合環境課課長）

はい。それでは諮問書の手交を行いますので、田中市長、熊谷会長、西原副会長よろしくお願いいたします。これは諮問事項「第二次生物多様性いちかわ戦略策定について」、市川市環境審議会条例第2条の規定により、市長から審議会の意見を求めるものでございます。

それでは、市長、諮問書をお渡しください。

田中市長

市川市環境審議会会長 熊谷優子様。市川市環境審議会条例第2条の規定により、別紙を添えて第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について貴審議会の意見を求めます。どうぞよろしくお願いいたします。

諮問の理由を述べさせていただきます。本市では、まちの魅力である貴重な自然環境と、そこに暮らす様々な生きものたちを守り、後世に引き継いでいくため、生物多様性基本法第13条に基づき、平成26年3月に「生物多様性いちかわ戦略」を策定しました。

これまでモニタリング調査などに取り組んでいるところですが、本市の生物多様性を保全・再生するためには、より一層、市民や事業者、大学をはじめとする教育機関など、様々な主体との「連携強化」を図る必要があります。

そして何より、水は生き物の命の源であることから、本市の特徴でもある江戸川をはじめとする、さまざまな河川の「水環境」を改善しなければなりません。

そこで、この「連携強化」を図るとともに、「水環境の改善」を最大のテーマと位置づけ、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定したいと考えております。

つきましては、「第二次生物多様性いちかわ戦略」を策定するにあたり、水環境の改善の中で、市内の「清流」を取り戻し、その先の「生物多様性の豊かなまち」につなげるための、必要な視点や取り組みの方向性などについて、市川市環境審議会に意見を求めるものです。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課課長）

ありがとうございました。田中市長、熊谷会長、西原副会長お席にお戻りください。

引き続きまして、市長よりご挨拶申し上げます。

田中市長

皆様、お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。昨年度は熊谷会長の下、市川市環境審議会におきまして地球温暖化対策実行計画の策定にご尽力くださったことに対しまして、まず冒頭感謝申し上げます。本当にありがとうございます。そして今、読み上げさせていただきました通り、今年度の審議会では、生物多様性保全の基準となります、生物多様性いちかわ戦略のご審議をお願いしたいと考えているところでございます。どうぞ皆様よろしくお願いいたします。

今回、市民、事業者、大学いわゆる産学官民の連携の必要性でいくと、冒頭に申し上げま

した通りであります。その中で江戸川をはじめとした市川市の水環境というものを改善していくことが、実は私といたしましては、生物多様性いちかわ戦略のベースになればならないものではないかと考えているところでございます。とかく、市川市は最下流部地域でございますから、江戸川にしても真間川水系にいたしましても、そのような環境からどうしても清流を取り戻すということに限界があるというような、概念とも言いましょうか、考え方があったと思うのですけれども、それを乗り越えて、市川市がやはり生物の多様性、そしてその重要性ということを考えていくにあたって、水を綺麗にしていく、綺麗な水が流れていく川を持つ市川市、というところをぜひ創り出していく。そういうことが、皆さん方のお知恵によって可能ならば実行していきたいと、市としては財源をそこに確保して、清流を取り戻すためのまちづくり、生物多様性のまちというものを、市川の誇りできるような、そのような姿を創り出していきたいと考えております。

CO₂ の削減やごみの削減などを一方の環境問題で常に考えて参りますので、生物多様性における水の浄化、清流を取り戻す、そのような課題にぜひ皆さん方にお知恵をいただいて、その方向性を導き出していただければ、ありがたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局（総合環境課課長）

ありがとうございました。大変申し訳ございませんが、ここで田中市長は公務が重なっておりますことから、退席させていただきます。

（市長退出）

事務局（総合環境課主幹）

それでは、ただいま会長へお渡しいたしました諮問書の写しを委員の皆様へ配付させていただきます。座席を整えますのでしばらくお待ちください。

（諮問書の配付・座席配置変更）

先ほど新しく議会選出委員の方のご紹介をいたしましたが、続きまして、環境審議会の専門委員についてご紹介させていただきます。本日出席はいたしておりませんが、市川市環境審議会条例第7条において、審議会に専門の事項を調査させるため、必要がある場合は専門委員を置くことができると規定されております。本日の議題にもございますが、生物多様性いちかわ戦略の策定にあたり、昨年度、今年度と千葉大学名誉教授の小林達明先生に専門委員としてご就任いただいております。小林専門委員については資料作成など生物多様性いちかわ戦略の策定に向け、ご協力いただいております。昨年度についてもご紹介すべきところを失念しておりまして、誠に申し訳ございません。お詫びするとともに、ご紹介にかえさせていただきます。

続きまして、本年4月1日の人事異動に伴いまして、事務局職員も一部変更がありましたので、お手元に職員名簿を配付させていただいておりますが、改めてご挨拶ご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、自席にてご起立、一礼をお願いいたします。

環境部部長の佐原でございます。

環境部長

佐原です。よろしくお願いします。

事務局（総合環境課主幹）

環境部次長の佐久間でございます。

環境部次長

よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

総合環境課長の西倉でございます。

総合環境課長

西倉です。よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

自然環境課長の小川でございます。

自然環境課長

よろしくお願いします。

事務局（総合環境課主幹）

生活環境保全課長の大割でございます。

生活環境保全課長

よろしくお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

清掃事業課長の青田でございます。

清掃事業課長

よろしくお願いします。

事務局（総合環境課主幹）

クリーンセンター建設課長の酒井でございます。

クリーンセンター建設課長

よろしくお願いします。

事務局（総合環境課主幹）

クリーンセンター所長の馬場でございます。

クリーンセンター所長

よろしくお願いします。

事務局（総合環境課主幹）

クリーンセンター副参事の北井でございます。

クリーンセンター副参事

よろしくお願いします。

事務局（総合環境課主幹）

また進行・補佐を私、総合環境課小林の他、諸熊、西澤、春原、原口で務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。事務局職員の紹介は以上でございます。

資料の説明に移らせていただきます。今先ほどお配りいたしました、

資料1 諮問書写し

でございます。続きまして、

資料2-1 第二次生物多様性いちかわ戦略策定の方向性

資料2-2 生物多様性いちかわ懇談会の結果概要

資料2-3 環境団体アンケートの結果概要

資料2-4 第二次生物多様性いちかわ戦略の体系

こちらの資料2-4につきましては、事前に送付した資料につきまして、4ヶ所修正がございましたので、本日修正版を机の上で配付させていただいております。修正箇所をご説明いたします。右側の表の一番右側の欄に「施策（案）」とあり、縦方向に「①自然共生サイト登録に向けた取り組み」というところから下の方へ③まで列記してございますが、そちらの「⑨特定外来生物の分布、生息状況の把握」について、もともとお配りしていたものが、中点の後が生育になっておりましたので、正しい字句ということで、「特定外来生物の分布・生息状況の把握」というように修正してございます。申し訳ございません。また、2つ下にいつていただきまして「⑪社寺と周辺緑地の保全」となりますが、もともとお配りしていたものが社寺林と林の字が入ってございましたので、林の文字を削除して、修正させていただいております。またさらに下にいつていただきまして、「⑮再エネ、省エネの知識の普及」の部分なのですが、そのまま左側に5列ほど移っていただきますと、基本戦略4の状態目標の四角のところに、「豊かな生活と自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化のまち」と記載がございます。もともと配付していたものが「豊かな生活や」となっておりましたので、正しくは「豊かな生活と自然との繋がり」と修正してございます。資料2-4の修

正箇所の説明は以上になります。

資料 2-5 第二次生物多様性いちかわ戦略 素案

こちらにつきましては、データダウンロードの容量が大きかったため、本日配付の分に冊子状のものとしてお配りしてございます。

次に、

資料 2-6 第二次生物多様性いちかわ戦略 素案 概要版

資料 3-1 市川市地球温暖化対策実行計画

についてです。こちらの資料 3-1 につきましても、1ヶ所修正がございましたので、本日、修正版を配付させていただいております。

資料 3-1 の右側の表の上から 2 つ目、気候変動適応計画と書いてありまして、左側の項目に「健康」、真ん中の欄に「熱中症対策マニュアルの作成」とございます。もともとお配りしていたものが、「熱中症対策マニュアルの策定」となっていたので、正しいところ「熱中症対策マニュアルの作成」に変えてお配りしてございます。申し訳ございません。

資料 3-2 市川市地球温暖化対策実行計画 概要版

資料 4 脱炭素先行地域の選定結果について

こちらが配付資料になります。また本日の審議会の席次表、事務局名簿につきましても配付してございます。

市川市環境審議会委員名簿ですが、本日ご欠席にはなってございますが、漁業の代表者として委嘱されております秋本委員について、役職名に変更がありまして、代表理事組合長になられたということでしたので、その旨の修正版を配付させていただいております。

最後に、机の上に参考資料ということで配付してございます、A3 の 1 枚の資料となります。右上の方に参考資料と書いてあるものです。こちらは資料の修正ではなくて、追加での配付になります。議題に関連しまして、生物多様性いちかわ戦略の一次戦略の進捗・評価についての資料となります。

長々お話しいたしましたけど、不足の資料などございましたら申し出いただけますでしょうか。

よろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。そうしましたら、議事の進行を会長にお戻しいたします。よろしくお願いいたします。

熊谷会長

はい。ありがとうございました。それでは議事を進めたいと思います。

では議題 2 つ目。ただいま市長から手交いたしました、第二次生物多様性いちかわ戦略の策定について審議を進めていきたいと思います。まずは事務局から資料の説明をお願いいたします。

総合環境課長

はい。総合環境課長の西倉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは私からお配りしている資料に沿ってご説明いたします。議題 2 「第二次生物多様

性いちかわ戦略の策定について」ご説明いたします。少々長い説明となりますが、よろしくお願いいたします。

資料 2-1 をご覧ください。資料左上から資料に沿って順に説明させていただきます。

はじめに、「生物多様性・ネイチャーポジティブとは」についてご説明いたします。生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性のつながりのことで、生態系の多様性、種の多様性、遺伝子の多様性の 3 つのレベルがあり、その全てがわたしたちの暮らしに深く関わっております。たとえば、暮らしの中で食糧、木材、医薬品、心のやすらぎなど様々な生物多様性の恵みを受けているといえます。しかし、今の地球は過去 1,000 万年間の平均と比べて 10～100 倍もの速度で生物が絶滅していくなど、生物多様性の視点ではマイナスの状態にあります。こうした状況から自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させる、いわゆるネイチャーポジティブ(自然再興)の実現に向けた取り組みが求められております。そのイメージが下の図になります。国内においては、2023 年 3 月に生物多様性国家戦略 2023-2030 が閣議決定され、2030 年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられております。

次に「2. 策定の背景」でございます。生物多様性いちかわ戦略は生物多様性基本法に基づく法定計画であり、法の 13 条により市町村の策定は「努力義務」となっております。本市においては、2014 年 3 月に一次戦略を策定しており、委員の皆様へ、先日送付させていただきました冊子になります。計画期間でございますが、2014 年度から 2050 年度まで、短期目標を 2020 年度、中期目標を 2025 年度、長期目標を 2050 年度となっております。一次戦略は 2020 年度の短期目標年次を迎え、2021 年度に本審議会において 2020 年度までの評価を行いました。当初は 2022 年にいichかわ戦略の改訂を行う予定でしたが、コロナ禍による国家戦略の改定延期を鑑みて、短期目標を 2025 年度までに計画期間を延長いたしました。左下の表にございますとおり、この間、国では第 6 次の国家戦略が閣議決定され、延長した本市の一次戦略の計画期間を迎えることから、「2025 年までの施策の進捗状況」や「国家戦略の改定内容」、「社会情勢の変化」をふまえ、第二次生物多様性いichかわ戦略を策定するものです。二次戦略では、短期目標年次を 2030 年度、長期目標を 2050 年度として施策を推進してまいります。

次に、資料の右側「3. 生物多様性いichかわ懇談会・環境団体アンケート」になります。二次戦略を策定するにあたり、策定検討の早い段階から、市民や環境団体の考え、ご意見等を取り入れることを目的として、令和 6 年度には「生物多様性いichかわ懇談会」、令和 7 年度には「環境団体へのアンケート」を実施してまいりました。懇談会は、市内在住で高校生以上の市民を公募し、19 名を市内北東部、北西部、中部、南部 4 つのエリアに分けて 2 回開催し、エリアごとの意見をまとめ、3 回目の開催で懇談会が考える「市川市が目指すべき将来像」として、『多様でたくさんの「土・水・緑といきもの」が繋がった街』『その価値を理解して、市民と自然が共生している街』が提案されました。詳細は資料 2-2 としてご用意しております。次に、環境団体アンケートについてです。市川市環境活動登録団体など「24 団体」を対象にアンケートを 5 月に実施いたしました。先ほどご説明しました懇談会からの提案を受け、また、環境審議会の小林専門委員にも助言を頂き事務局で作成した「次期いich

かわ戦略の骨子案」を提示した上で、「団体情報」や「活動状況」、「活動するうえでの課題」、「戦略骨子案」に関してアンケートを行いました。このアンケートでは、市で力を入れて取り組むべき施策として、緑地の必要性、周知・啓発のための講座の開催、市民ボランティアを増やすための市のサポート、生物調査の必要性、またそれらを実施する場の提供など、有用なご意見をいただいております。詳細は資料 2-3 としてご用意しております。

資料 2-1 の右側・中段の「4. 2025 年までの主な取組（成果）と二次戦略の方向性」についてです。表の上段、2025 年までの主な取組（成果）としては、「河川環境の保全」として、多自然川づくりの実施。「巨樹・巨木の保全」については、市川市保存樹木協定による協定本数の増加。「生物多様性に関する調査と資料・情報収集・保存」では、鳥類ライセンス調査、市民モニタリングの実施。「道路建設における生物多様性への配慮」では、東京外環自動車道のような幹線道路の建設の際には、植栽スペースを十分確保し、住環境や生物多様性への配慮を行ってまいりました。自然共生サイトの認定については昨年度第 4 回審議会でご報告しましたが、令和 7 年 3 月に「国分川調節池緑地自然ふれあいゾーン、散策・休息ゾーンの一部」が市内で初めて認定されました。表の下段には国家戦略の改定内容や懇談会、環境団体へのアンケートをふまえて盛り込むべき内容として

- ネイチャーポジティブ実現に向けた取組
 - 外来生物対策の推進
 - 市民ボランティアの担い手不足への対応
 - 事業者との連携
 - 子どもから大人まで幅広い世代が自然にふれあう場の更なる創出
- を二次戦略の方向性として示しております。

ここまでご説明しました経緯、経過をふまえ「5. 二次戦略の体系」となります。資料 2-4 をお願いいたします。第二次生物多様性いちかわ戦略の体系を一次戦略と比較した表になります。左側が一次戦略、右側が二次戦略の体系を示しております。一次戦略の策定当初より 2050 年を見据えた計画としているため、二次戦略におきましても「基本理念」、「基本戦略」は踏襲することとし、二次戦略では基本戦略に合わせた、「状態目標」、「行動目標」を設定いたしました。体系を作成するにあたっては、令和 6 年度に環境省の「生物多様性 地域戦略の策定推進支援」を受け、二次戦略に反映させるべき国家戦略の考え方や目標、緑の基本計画等の既往計画で示されている関連施策等を整理し、目標の設定、体系の構築などを行いました。また、環境審議会の小林専門委員にもご助言をいただき、行動計画、施策にも反映しております。資料 2-5 の第二次生物多様性いちかわ戦略 素案は、この体系をもとに作成したものととなります。説明は、資料 2-4 で説明させていただきます。

はじめに、第二次生物多様性いちかわ戦略の基本理念についてです。表の左になります。「自然と自然」「文化と文化」「人と人」「自然と文化と人」のつながりを形成すること、といたしました。短期目標を 2030 年度とし表の上に記しましたが、『自然と共生し多様な命を育みながら世代を超えて学び楽しみつながるまち』としました。二次戦略では、目標年度に向け、基本理念の方向性を示す 4 つの基本戦略について定めております。

それでは 4 つの基本戦略について順に説明してまいります。はじめに「基本戦略 1 生物

多様性の保全・再生「自然と自然をつなげる」」についてです。「あるべき姿」とする「状態目標」は、「自然がつながり生きもののネットワークが創出されたまち」とし、「なすべき行動」である「行動目標」は、「残された自然を保全し、生物多様性の豊かな自然環境を再生する」といたしました。基本戦略1に基づく行動計画は、

- (1)自然共生サイトの取り組みを進めます
 - (2)生物多様性を保全します
 - (3)外来種による被害の抑制をはかります
- といたしました。

「(1)自然共生サイトの取り組みを進めます」に基づく施策ですが、

- ①自然共生サイト登録に向けた取り組み
- ②自然共生サイトの維持管理

としております。こちらは、国家戦略(2023-2030)にて「ネイチャーポジティブ実現に向けて2030年までに陸と海のそれぞれ30%以上を保全する「30 by 30」を目指す施策が示されたため、この改訂を受け、基本戦略1の要として「自然共生サイトの取り組み」を掲げ、自然共生サイトを地域の核とし、市内の生物多様性の保全・再生を推進していくこととしております。次に、「(2)生物多様性を保全します」に基づく施策は、

- ③身近な自然環境の保全・再生
- ④里山、里海の保全・再生
- ⑤水辺の環境の保全・再生
- ⑥大型店舗や工場の緑化推進

としております。こちらは、一次戦略の行動計画(1)(2)(4)を統合する形で、行動計画を「生物多様性を保全します」にまとめ、施策については一次戦略からの継続の施策として③～⑥を掲げております。環境団体アンケートの結果においても、市が力を入れるべき施策として「身近な自然環境の保全・再生」が一番意見として多かったため、重要な施策として推進してまいります。次に「(3)外来種による被害の抑制をはかります」に基づく施策は、

- ⑦外来生物の拡散防止
- ⑧特定外来生物の防除
- ⑨特定外来生物の分布・生息状況の把握

としております。こちらは、外来生物の増加による生態系への影響拡大が懸念されることから、外来種被害予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を周知していく必要があります。そこで、二次戦略では、行動計画の一つとして掲げ、施策を強化してまいります。

次の、基本戦略2である「豊かな文化と景観の保全・創出「文化と文化をつなげる」」については、状態目標を「豊かな文化と景観が保全・創出されたまち」、行動目標は「豊かな暮らしを支え育んできた文化や地域の自然に根差した多様な景観を守る」といたしました。基本戦略2に基づく行動計画ですが、「伝統文化と自然の結びつきについての知識を広めます」とし、施策として

- ⑩地域の伝統ある行事と自然環境の結びつきを周知
- ⑪社寺と周辺緑地の保全

といたしました。こちらは、国家戦略にて地域における伝統文化、自然観の継承の重要性が示されている点から一次戦略に引き続き施策⑩を掲げ、自然がもたらす文化的・精神的な豊かさや自然が伝統文化等を支えていることを発信し、地域住民の自然への理解や配慮意識を高めていくものです。

次に、基本戦略 3「様々な人や組織との協働「人と人をつなげる」」については、状態目標を「様々な主体との連携により生物多様性が保全されたまち」、行動目標を「人と人が手をたずさえ、協働による取り組みを進める」といたしました。基本戦略 3 に基づく行動計画は、

(1)市民と事業者と市の協働により自然環境の保全を行っていきます

(2)多くの人が自然環境に興味をもつ取り組みを行います

とし、これらの施策として

⑫企業連携の推進

⑬市内学校との連携の推進

⑭生物多様性について周知・啓発の推進

⑮市民ボランティアを増やす

⑯生物多様性に関する調査と資料・情報の収集・保存

といたしました。持続可能な生物多様性の保全・再生活動には、地域住民、市、企業など多様な主体との連携が非常に重要であり国家戦略においても事業者との協働を促進する視点も欠かせない、としていることから新たに「⑫企業連携の推進」を加えております。そして、環境団体アンケートにおいても市が力をいれて取り組むべき施策として施策⑭～⑯が上位に選ばれていること、懇談会においても学校教育や地域交流を通じて子どもから大人まで学ぶ場を作ることを重視していること、また、国家戦略においても、生物多様性の損失を止めるためには、人々の知識と関心を高め、行動の変化につなげることが不可欠としていることから、子どもの学習機会としての施策⑬、周知啓発として施策⑭、市民団体の担い手育成として施策⑮を設定し、⑯の生物多様性に関する調査と資料・情報は現行から引き続き取り組むものになります。

最後に表の一番下になります、基本戦略 4 について「生物多様性の持続可能な利用「人と自然と文化をつなげる」」の状態目標は、「豊かな生活と自然とのつながりの中で形成された地域性に富む文化のまち」、行動目標は「生物多様性の持続可能な利用による活発な経済活動」としております。基本戦略に基づく行動計画は、

(1)自然にふれあえる機会を作ります

(2)地球温暖化対策に取り組みます

(3)生物多様性に配慮した事業を行います

(4)生物多様性を活かした地域活性化に取り組みます

といたしました。こちらに基づく施策は、

⑰自然にふれあえる場の提供

⑱再エネ、省エネの知識の普及

⑲グリーンインフラの推進

- ⑳公共事業における生物多様性への配慮
- ㉑事業活動における生物多様性への配慮
- ㉒自然共生サイトをはじめとした自然豊かな場の活用
- ㉓市民のレクリエーションの推進

としております。こちらについては、国家戦略の行動目標として、「自然とのふれあい機会の提供」が示されているほか、懇談会でも機会の提供を重視する声があがったため、施策⑰、⑱、㉓として入れており、⑲、㉒、㉑は継続的に取組むべきものとして入れております。また、施策⑲につきましても国家戦略において自然を活用した社会課題の解決として自然環境が有する多様な機能を活用するグリーンインフラについて言及していることから、新しい施策として入れております。資料 2-4 については以上になります。

なお、ここまで、第二次戦略の体系をご説明するにあたり、資料 2-4 を用いしましたが、施策の内容については、資料 2-5「第二次生物多様性いichかわ戦略 素案」に、その詳細を記載しております。また、「素案」は約 80 ページあることから、その概要版を作成しており、こちらは資料 2-6 として配付しております。

最後に今一度、資料 2-1 をお願いいたします。「6. 策定スケジュール」をご覧ください。二次戦略の策定までのスケジュールといたしましては、表の 2 段目、青枠で囲った箇所になりますが、環境審議会は、本日の諮問を含め、審議、答申案、答申・報告の 4 回を予定しております。また、表の中段に「パブコメ」とありますが、本日お示しした資料 2-5 戦略素案、資料 2-6 戦略素案の概要版を 8 月から 9 月中旬までパブリックコメントに付す予定としております。11 月に予定している第 2 回審議会では本日の審議結果やパブリックコメントでいただいた意見を反映させた戦略案をご提示し、その後、来年の 1 月頃に第 3 回審議会にて答申案審議、2 月下旬から 3 月上旬ごろには答申をいただき、今年度末に二次戦略を策定していきたいと考えております。

資料の説明は以上になります。繰り返しになりますが、二次戦略策定にあたって懇談会や環境団体アンケートにおける意見、国家戦略の内容を踏まえ事務局にて二次戦略の素案を作成し、それを体系化したものが資料 2-4 となります。冒頭の諮問でもございましたように、将来における緑豊かな環境と豊富な生物が生息する生物多様性のまちを作り上げていくために、水辺の環境の保全や再生が特に重要であり、「清流を取り戻す」という難しい課題への挑戦、といった意気込みも申し上げました。こうした水環境の整備が生物多様性に直結していることも踏まえて、水辺の環境の保全・再生をどのように「いichかわ戦略」の行動計画や施策に盛り込んでいくかご審議いただき、これに相応しい 2030 年目標についてもご意見いただきたいと考えております。ここまでも、専門委員の意見、懇談会や環境団体へのアンケートを反映させた体系を本日の資料としてお示ししているところですが、水環境の整備といった主旨も踏まえ、本日の資料 2-4 の上から 2 段目の「2030 年目標」、そして右側 2 列、「行動計画(案)」と「施策(案)」について委員の皆様の多くのご意見をいただき戦略案に反映させてまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

熊谷会長

事務局、資料のご説明ありがとうございました。それでは、膨大な資料のためなかなか読み込むのが大変なところではありますが、こちらの第二次生物多様性いちかわ戦略についてご審議いただきたいと思います。ご説明いただいた資料について、ご意見ご質問などございましたら挙手をお願いいたします。

杉本委員をお願いします。

杉本委員

いろいろあるのですが、資料2の本編の話から。資料2の方で、80ページまでというところで大変だなと思いながら見ていくと、例えばですけど、7ページ目のところで、この絵があって、この絵は概要版にもあるのですが、この絵をもう少し市川市の実情と連動できないでしょうか。例えばなんですけど、海・里・川・森がありますが、森を果樹園の梨にしちゃうとか。海は、確かに市川市だとかこういう場所もあるかもしれないですけど、行徳海苔みたいに養殖のところにしちゃうとか。或いはその下の遺伝子の多様性はテントウムシとなっていますが、スズムシにしちゃうとか。スズムシは市民の虫ですよね。というような形で見ていくと、確かに世の中の情報は入っているのですけれども、市川市の生物多様性の話としては、ちょっと薄まっちゃっている印象を持ちました。

それこそ10ページ目の表2-3「日本の生物多様性の四つの危機」は、私も授業で扱って話はするのですけれど、今回は市川市の生物多様性の戦略になりますので、例えば第1の危機で市川市にとっての第1の危機はどんなことなのかというのが表の2-3からは見えてこないですよね。第3の危機であれば、外来種というところで、今日の資料2-4か2-3とかで、外来種についてはアカミミガメの話が入ってくるので、そういったところで、確かにこの用語解説のような部分ではあるのですが、市川市の話が出てくるようにした方が、市川市の生物多様性いちかわ戦略としてふさわしいのではなからうかと思います。ですので、ページめくって11ページも、スイカになっていますが、そういうところから市川市としてのローカライズをされていくと、より市川市として、それこそアンケートなど、大人から子供までみたいな話があったときに、これ或いは概要版を見たときに、市川の話と世の中の動きがちょっと離れているので、そこはもう少し連動されると市民の方にとってもわかりやすく身近な、市川市における生物多様性の戦略という、この腑に落ちるといいですか、理解がしやすくなるのではなからうかという印象を持って聞いていましたというか話を見ました。以上です。

熊谷会長

ありがとうございます。とても貴重なご意見だと思います。生物多様性とはについて説明するところでも、市川市の生物多様性戦略なんていうところを理解していただくという意味では、とても貴重なご意見だったと思います。事務局からいかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

はい、ありがとうございます。今お示ししたのは一般論的なところで、お示ししているようなところがあるかと思います。今いただいたご意見を参考に工夫できるところは取り入れ

られるような努力をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

杉本委員

ありがとうございます。クロマツはかぎ括弧付きで入っているのですよね。クロマツは市川市の木だから「クロマツ」と入っているのだと思うのですけども。そういったところで、わかっている人は「ああ、クロマツ」となると思うのですけど。私も授業とかで扱うので知っていますけど、多分世の中の的にはちょっとマイナーなんじゃないかなと思いますので、その細かいところを詰めていただくといいかなと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局、お願いします。

事務局（総合環境課課長）

はい。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

熊谷会長

その他、なにかございますでしょうか。

とくたけ委員、お願いします。

とくたけ委員

はい、とくたけです。よろしくお願いします。僕も杉本委員がご指摘されたようなところはやっぱりちょっと違和感を感じたところで、僕の中ではまず、海のイメージがこの生物多様性が呼称されたイメージがこれなのかということで、少し違和感を覚えました。あと森に関しても、何となく森というよりは里っぽいなというのが僕の印象で、もうちょっと森の姿とはこうなのかなという違和感がありましたので、僕の方からもこちらぜひ見直しをお願いしたいなということを、発言させていただきます。

もう、いくつかなんですけれども、資料2-4の方に移るのですけれども、こちらで第一次と第二次を比べたときに、この施策案の中で、文言が字面だけ見ると消えているように見えるのが、優良農地の保全だったり、都市公園の整備だったり、市街地の緑地の保全、というところが、字面だけ見ると、出てこなくなってしまうということで、市川市においてはこの辺りというのはすごく課題であって取り組まなければならないところなのではないかなと思いますので、これが表面上、中におそらく入っているのですが、表面上消えてしまうというのはどうなのかなということを思いました。同じ感じなのですけれども、外来種に関連するところで、第一次では園芸植物やペットの適正な管理をしていくというものが、あったのですけれども、やっぱり外来種による被害の抑制を図るという意味では、植物やペットの管理をしっかりしていくということがやっぱり大元にある考え方なのではないかなというふうに思いますので、これも、強調すべきところなのかなというふうに感じました。

もう1点ですね、市民ボランティアを増やすということで、それはとても大事なことだな

と思うのですけれども、「市民ボランティアへの支援」という項目がこれもまたなくなっているように思いましたので、それも支援ということも重要な観点ではないかというように感じましたので、その点を指摘させていただければと思います。以上です。

熊谷会長

はい。ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課課長）

ありがとうございます。まず一次戦略から二次戦略に移るにあたって、基本的に項目としては少し減っているように見えるのですが、一次戦略の方が多岐にわたっているところもあるので、少し集約して二次戦略に引き継いでいるといったところもございます。ですので、決してすべて漏れているというところはありませんので、引き継いでいけるところは引き継いでいく、見直さなきゃいけないところは見直すといったところで、今のこの時代に合ったものに作りかえているといったところがあります。自然の部分については特に今回、昨年から自然共生サイトという取り組みもされているので、そういったところで緑を増やしていこうといったところも今回新たにやっているところもありますので、こういったところに、いろいろ生産緑地のお話ですとか、森林の話ですか。ある程度まとめているといったところも趣旨としてございますので、そういう理解で認識していただければと思います。基本的には漏れていませんよと言ったところと、あといろいろ今、委員の方からもご意見いただいていますけど、たくさんこういったことで意見を今回いただいて、先ほども説明の中でも水辺環境の話とかもありますので、その辺も踏まえていろいろご意見をいただくことで次の審議会の中でそれらをできるだけ反映させたりしていきたいと考えておりますので、たくさんのご意見をいただけたらと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

とくたけ委員をお願いします。

とくたけ委員

はい。ありがとうございます。施策として抜けているわけではないということだと思いますが、自然共生サイトなどの維持管理ということが、それはそれですごく大事だと思うのですが、そちらに焦点が当たり過ぎてもいいのですけれども、その一方で、都市部での開発の中で自然が失われていくということがないように、都市部にもしっかりと緑地を作っていくということもぜひ忘れず、後回しにされずに、一緒にお願ひできればということを伝えさせていただきます。よろしくお願いします。

熊谷会長

ありがとうございます。

事務局（総合環境課課長）

はい。ありがとうございます。

熊谷会長

私から1つよろしいでしょうか。今事務局から、一次戦略で挙げている内容を抜け目なく二次戦略に引き継いでいるとご説明がありましたが、一次戦略で評価をして、その評価を踏まえて、二次戦略を立てているというところがあるのですけれども、その中で、一次戦略では十分目標を達成していて、二次戦略には含む必要なくなったというようなものは特にはなかったということでしょうか。そのようなところを確認させていただければと思います。

事務局（総合環境課課長）

はい。最初に参考資料としてお配りさせていただいたのが一次戦略の評価になります。そこで右の方に太枠で括られているのですが、これが我々事務局側で評価した直近の実績になっておりまして、この中にはA評価という順調に進捗しているものもあれば、B評価ということで進捗が遅れがあると評価をしているものもございます。当然、B評価で進捗が遅れているものについては、二次戦略でまたさらに強化していかなければいけないといったところで、二次戦略の方にも含んでおりますし、A評価にしても、ここで満足せずに、これを二次戦略においても維持していかなければいけないと。さらにこれが減少傾向になってしまっただけでは、生物多様性の減少に繋がってしまいますので、ここも引き続き二次戦略において維持できるように、目標を立ててやっているという認識でおります。よろしくお願いいたします。

熊谷会長

ありがとうございます。そうしますと今日出していただいた案では、評価資料というようなものは示されていないのですが、それも立てていく予定であるということでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。今後審議を進めていく中でお示しできたらと思っております。

熊谷会長

よろしくお願いします。そのほかに質問やご意見などございますか。

杉本委員、お願いいたします。

杉本委員

今、熊谷会長がお話した話に関連して、参考資料の黒枠のところ、一番上に鳥獣保護区56ha、3つ下がると民有樹林地34.5haとあるのですが、こういうのを全部足すと市川市で「30by30」はどのぐらいできていますよという結果が出てくるのだと思います。もちろん、市川市は海にも面しているし陸地もあるし、ただ純粋にこの30%・30%である必要はない

と思うのですが、国ないしは世界的に「30by30」の数値目標がある中で、市川市はそこからちょっと背伸びをして、31%を目指すという指標を出すことができるのだと思います。今日は骨子の話なので、そこまではないと私も承知はしているのですが、今後、骨子から案になってくので、その時には指標とセットで、市民の方にパブコメで情報を渡すことになると思うのですが、そこではやっぱりできれば、国としては30%だから市川市も30%じゃなくて、市川市31%ですので、上積みした指標として設定していただけるといいなと思っています。以上です。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。ありがとうございます。参考までにご案内させていただくと、現状、市の面積56.39㎢で、30%以上を保全するには約16.9㎢以上が必要になってきます。30by30を目指していくにはそういう形になりますけれども、国の保護区である行徳鳥獣保護区が0.56㎢で、今回申請した国分川調節池緑地が0.49haなので、0.049㎢ということです。今の実情として、市域で30%というのは非常に厳しいという状況には間違いないです。なので、30%というのが実現するには難しい中で、どうやって増やしていくかというところはこれから努力していかなきゃいけないところかなと思いますので、1つの指標の参考としてご紹介させていただきました。

熊谷会長

ありがとうございました。その他、ご意見、質問などございますでしょうか。

新井委員お願いします。

新井委員

すごく細かくて申し訳ないのですが、参考資料太枠の右のところに、矢印で回復しているとか維持されているというのは上がるということで書いてあるのですが、この下の方の温室効果ガスの市内における排出量（指標番号33）というところで、B評価からB評価であまり進行してなくて遅れがあるということなのですが。やはり2025年とか2020年の数字を見ると少しずつ減っているのですよね。この下の矢印になっているというのは、やはり減り方が足りないということなののでしょうか。少しずつ減ってはいると思うのです。だから別にB評価からB評価でもいいと思うのですが、これ以上もっと急速に減らしたほうがいいということなののでしょうか。

熊谷会長

はい、ありがとうございます。下から3つ目ですね。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課主幹）

総合環境課の小林です。お答えいたします。今、新井委員がおっしゃっているのは参考資料右下の下から 3 段目にあります「地球温暖化対策の推進」の指標 33 番「温室効果ガスの市内における排出量」と書いてあるところで、一番右の欄を新井委員がおっしゃっていると思うのですが、一番右の欄は実績ではなくて、当初設定している 2025 年度の目標となっております。目標が斜め下矢印の 2,145 千 t という排出温室効果ガス量を目指しましょうという目標設定になっておりまして、さらに括弧書きで 2023 年度 2,290 千 t、2024 年度 2,218 千 t、2025 年度 2,145 千 t というのは、2023 年度から 2025 年度まで、このような排出量を目指しましょうという設定の数字でございまして、これは実績ではございません。実績といたしましては、左側にそのままずれていただきますと、太枠で囲っている直近実績 2024 年のところはハイフンとなってございまして、こちらについては、温室効果ガス排出量が大体 2 年度から 3 年度ぐらい遅れての、算出になってきますので、2024 年度の結果としてはまだ算出できていないということになります。もう 1 個左にずれていただきますと、2020 年度の実績を示しているのですが、こちらについては、2,278.2 千 t-CO₂ というふうになっておりまして、これが評価は B ということで、さらに左の基準年度 3,129.6 千 t-CO₂ に対して減ってはいるものの、当初想定している削減量よりは少ないということで、2025 年度の実績において、評価は B としております。なので、現状においても、評価はそのまま B ということにしております。私からの説明は以上でございます。

熊谷会長

はい。ありがとうございました。その他ご意見よろしいでしょうか。
山中委員お願いします。

山中委員

はい。資料 2-5 にありますが、外来生物・害獣対策というところで、ハクビシンとアライグマが載っておりまして、アライグマについては処分数とかを拾っているのですが、ハクビシンは何もやってないということになりますね。

熊谷会長

何ページになりますでしょうか。

山中委員

34 ページです、ごめんなさい。やっぱり目標ですので、例えば、ハクビシンについても捕獲処分数と書いてあるので捕獲処分はしているのでしょうか、ここにも捕獲処分は進めて参りますなど、いろいろ書いていくべきではないのかなというふうに思います。私が言いたいのはそこだけです。

熊谷会長

はい。ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課課長）

はい。アライグマに関して言いますと特定外来生物ということで、特定がつきます。ハクビシンについては外来生物で、特定がつくかつかないかの違いなのですが、特定外来生物であるアライグマは捕獲したら駆除しないといけないということになっています。ハクビシンは外来生物で、特に駆除しなければならないというものがないので、ここの扱いをどうするかということが出てきます。被害が大きいのであれば、何か対策を加えていく必要があるのかもしれませんが、一方で外来生物も含めて共存していきなさいいけない、生物多様性というもので作り上げていきなさいいけないという考え方もございますので、こちら辺は我々も考えていきたいと思います。

山中委員

はい。ありがとうございます。

熊谷会長

はい。その他ご意見よろしいでしょうか。

とくたけ委員お願いします。

とくたけ委員

はい。たびたび失礼します。先ほど総合環境課長から、アライグマは捕獲したら駆除しなければいけないとありましたけれども、現実的にはそうになっていますが、防除目的であれば、飼育をするということも、認められる道はあるというふうに私は認識しておりますので、その点だけ申し上げたいと思います。お願いします。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課課長）

はい。ありがとうございます。参考にさせていただきます。

熊谷会長

ありがとうございます。その他よろしいでしょうか。

西原副会長お願いします。

西原副会長

先ほど、市長からお話あった水環境の改善といいですか、浄化というところを示されているのですが、この戦略素案とか戦略の評価の中の、浄化についての具体的な施策がわかり

づらいです。ここから読み取れなかったのですけども、その辺をもう少し詳しくご説明いただいてもよろしいでしょうか。市長から諮問も来ているのに、その辺がはっきり、こういう具体策がありますよとか、浄化方法はいっぱいあると思うのですけども、どういうところに力を入れて、逆にどういうところを審議会から意見を求めたいのかというところを教えてくださいなと思いました。

熊谷会長

ありがとうございます。市長から水環境改善を最大のテーマの位置付けということで強調されていたのですが、現時点の案ではあまりそういう部分が強調されているようには思えないのですけれど、事務局で考えられているようなことがございましたらご説明をお願いします。

事務局（総合環境課課長）

今現状では、水環境改善について盛り込んでいるかということ、実際盛り込んでいる状況ではありません。今現状、河川の状況が悪いかといったとき、環境基準が1つの指標になってくるかと思いますが、その基準はクリアしている状況の中で、さらに水辺環境といえますか、人が親しめるような水辺環境、先ほど市長からもお話あったかと思いますが、清流を取り戻すというように、川辺で遊べるような自然環境を取り戻したいという意向がありますので、それをやるためには、施策中でどういったことをすべきか考えていかなきゃいけないので、こういうことをやったらいいのではないかなというところを、我々としては意見いただけると、次の審議会の中で施策の中に盛り込んでいくことができるかなというふうに考えているところです。

西原副会長

今のお話から、市長の思いについて、水の環境を浄化して欲しいのか、水辺で子供たちとかが遊べるような環境を作りたいのかどちらなのでしょう。市長に諮問されているのですが、答えをどうしようかと思うのですよね。そこまでは酌み取られてないですかね。

熊谷会長

そうですね。事務局の方ですべてを把握されているわけではないと思いますが、現時点で考えられていることについてご説明いただければと思います。

事務局（総合環境課課長）

はい。まずはこれ以上の水を綺麗にするといったところが主たる目的になってくるかと思います。そうすることによって、水辺環境が整って、子供たちをはじめ大人たちもそのようなところで遊べるということが生まれてきて、さらにそこには水辺環境が整うことによって生物たちも多様な生息が生まれてくるというような考え方になってくるかと思います。

西原副会長

まずは水を綺麗にする、ということが優先だということで、それから護岸整備だとか、そのような遊べる環境を作っていければというお考えだということでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。おっしゃるとおりです。

西原副会長

わかりました。大丈夫です。

熊谷会長

ありがとうございます。この第二次生物多様性いちかわ戦略の資料 2-4 の中の基本戦略の 3 になると思うのですが、「多くの人が自然環境に興味を持つ取り組みを行います」というところで、水辺で市民の方、特に子供たちが遊べる環境を取り戻すというところが、生物多様性にもつながってくるというところかと思えますし、また、市民ボランティアの支援について項目としてはなくしているけれども、市民ボランティアを増やすというところは残っていて、市としては色々取り組んでいきますということでご説明いただいたかと思えます。引き続きよろしくお願いいたします。

委員の皆様、ご意見ございますでしょうか。まだまだ審議し足りない部分もあるかと思いますが、時間にも限りがありますので、次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

道下委員、よろしくお願いいたします。

道下委員

先ほどの水質の件で、10 年ほど前に「みずアドバイザー」の制度により水質改善に取り組み、環境基準を満たす改善がなされたと認識しております。市長がおっしゃるように、市民が水に親しめる街づくりと理解しましたがよろしいでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いします。

事務局（総合環境課課長）

おっしゃる通りで、まずさらに今以上に水を綺麗にして、昔のように川で遊べるような環境が整うというところが、目的にあるかと思えます。当然そういうような水環境が整っていくことによって、やはり生物たちというのも変わってきて、多様な生物がそこで生まれていくという、そういった自然環境を整えていくといったところが主として柱になってくると思います。

熊谷会長

ありがとうございます。今日あがりました意見も踏まえて、第二次生物多様性いしかわ戦略の案に反映させていただければと思いますので、ご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。それでは、議題2は終了いたしまして、議題3に移りたいと思います。

議題3は「市川市地球温暖化対策実行計画について」ということで、こちらは報告になるというところでございますが、事務局から資料の説明をいたします。

事務局（総合環境課課長）

はい。総合環境課長の西倉です。議題3「市川市地球温暖化対策実行計画」についてご説明いたします。資料3-1をお願いします。

市川市の地球温暖化対策については、昨年度、第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定にあたり、本審議会においてご審議いただき、答申の内容を踏まえ、令和7年3月に策定したところですが、今回は、区域施策編を含む、地球温暖化対策関係の複数の計画を1つの計画に統合していくことについて、報告させていただきます。

資料の左上、「1. 各計画の策定根拠」をご覧ください。本市の地球温暖化対策関係の計画を示しております。表の上から順にご説明いたします。1つめの「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、地球温暖化対策推進法に基づき策定した、区域の温室効果ガス排出量の削減等に関する計画で、策定は努力義務となっております。2つめの「市川市気候変動適応計画」は、気候変動適応法に基づき策定した、区域の気候変動適応に関する施策の推進の計画で、こちらも策定は努力義務となっております。3つめの「市川市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策推進法に基づき策定した、市の事務事業、つまり1つの事業者としての市役所が、事業活動する上での温室効果ガス排出量の削減等の計画で、全ての自治体に策定が義務づけられております。4つめの「市川市地域エネルギー計画」は、法に基づく計画ではない任意計画で、エネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用促進の計画となっております。

次に、「2. これまでの経緯」をご覧ください。今、ご説明した4つの計画のこれまでの計画期間を示しております。計画期間の「R7」令和7年度の列をご覧ください。区域施策編は第三次計画が令和7年度から始まっており、気候変動適応計画は昨年度策定した暫定版が令和6年度までなので、現在は計画期間に入っておりません。事務事業編は第三次計画の期間中となっており、地域エネルギー計画も同じく計画期間中となっております。

次に、「3. 計画の統合」をご覧ください。複数ある計画を1つの計画に統合していくにあたっての、環境省の見解を示しております。まず、区域施策編と事務事業編を統合することは問題が無いとされ、両計画を一体的に推進していく観点から見ると、計画の一本化が推奨されております。また、政策分野が類似しており、関連が深いと考えられる計画なども一体策定が推奨されております。本市においては気候変動適応計画や地域エネルギー計画がこれにあたります。これらを踏まえ4つの計画を統合するイメージが下の図となります。昨年度ご審議いただいた区域施策編は変更せずに、気候変動適応計画は暫定版を更新し、事務事業編は国の事務事業編に当たる政府実行計画に準じて更新し、地域エネルギー計画も内容を適

宜更新する形で、区域施策編をベースとして、「市川市地球温暖化対策実行計画」として、1つの計画に統合したものです。

次に、資料右側の「計画統合に関する各計画の主な更新内容」をご覧ください。今回の計画統合に併せて更新する主な内容を示しております。表の右側「該当箇所」は、資料 3-2 の概要版のページになりますので、後ほどご確認いただければと思います。区域施策編については、昨年度ご審議いただきましたので内容の変更はございませんが、「2030 年に向けた CO₂ 排出量 50%削減ロードマップ」について、区域施策編の数値と整合を図り、概要版の 9 ページに取り込む形で整理しました。1 つ下に移りまして、気候変動適応計画については、熱中症リスクに対応すべく、熱中症対策マニュアルの作成に関して、追記いたしました。次の、事務事業編の更新内容については、これまでの計画目標年度が

短期目標：2025 年度、中期目標：2030 年度 であったものを、

目標年度：2030 年度

へ更新しました。なお、2030 年度の削減目標 50%に変更はございません。また、重点項目については、2030 年度までの目標として、国の事務事業編にあたる政府実行計画に準じた目標を記載いたしました。具体的には、表のなかほどになりますが、

- ・新築建築物の平均で ZEB Ready 相当
- ・代替可能な公用車を全て電動車
- ・LED 照明導入割合を 100%
- ・設置可能な建築物の約 50%に太陽光発電設備を設置
- ・60%以上のクリーン電力の調達

としております。次の表、地域エネルギー計画に関する更新内容をお願いいたします。「公共施設の再エネ導入率」「公共施設の地産電力導入率」について、それぞれ 100%、90%としていたものを「60%以上のクリーン電力の調達」として事務事業編に記載いたしました。次の「自治体新電力事業」については、元々は、地域新電力会社を設立し、事業を推進していく旨の記載がありましたが、2025 年 1 月に地域新電力会社を設立したことから、設立後の廃棄物発電の運用に関する記述を区域施策編、事務事業編に記載いたしました。「廃棄物発電」については、引き続き区域施策編及び事務事業編へ「廃棄物発電の効率的利用」として記載いたしました。「太陽光発電設備及び蓄電設備」については、PPA による公共施設の設置等を記載することとし、概要版に PPA を含んだ太陽光発電の導入推進として記載しております。「EV カーシェアリング」については、事務事業編に公用車の電動車導入を記載しておりますが、カーシェアリングについては運用の実現性を踏まえて記載を見送りました。また、「木質バイオマス利用」「VPP 事業」「マイクログリッド事業」「燃料電池」「生ごみバイオガス発電」の各事業についても、実現性を踏まえ、記載を見送りました。

次に、「4. 統合した計画の構成（案）」をご覧ください。統合する計画の構成案を示しております。第 1 章では、計画策定の背景として、各計画の共通事項である温暖化のメカニズム等を記載いたします。第 2 章では、「区域施策編」として実行計画区域施策編の内容を、そして第 3 章では「適応編」として気候変動適応計画の内容を、第 4 章では「事務事業編」として実行計画事務事業編の内容を、最後に、巻末には資料編として各編の資料を記載いた

します。

計画の統合に関しては、本日、審議会でご報告したのち、庁内手続きを経て、今年度中の出来るだけ早い時期に、統合した「市川市地球温暖化対策実行計画」を策定していく予定です。

環境省の見解にもあるとおり、各計画を一本化することによって、地球温暖化対策を一体的に推進してまいりたいと考えております。

以上が「議題3 市川市地球温暖化対策実行計画」についての報告となります。

熊谷会長

はい。ご報告、ありがとうございました。

現在、市川市地球温暖化対策に掲げる4つの計画を1つにまとめ、市川市地球温暖化対策実行計画という形にして今年度中には策定をしたいというご報告をいただきました。このご報告についてご意見・ご質問がございましたら挙手をお願いいたします。

杉本委員、お願いします。

杉本委員

はい。ありがとうございます。資料3-1で今ご説明いただいた、右側の地域エネルギー計画一番上の項目の、再エネ導入率100%、地産電力導入率90%を、「60%以上のクリーン電力の調達」に更新したということで、数字だけ見ると、数字が下がっているように聞こえているのですが、中身をちゃんと確認すれば、再エネ導入率100%と同じ意味になりますか。或いは数値目標を後退していますということでしょうか。

熊谷会長

ありがとうございました。事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

目標値としては修正して下がっているというのが現状です。今、実際にこの計画の中で地域新電力会社の設立といったところが実現してきて、それを実現させる前の計画的なものも踏まえてエネルギー計画を策定した部分もあるので、全体を見直して実現性のあるものと、現状の中で実現性がないものとの整理した中で、より現実的なものの数字に見直したというのが今回の数字になります。

杉本委員

その話を踏まえた上で、今回の資料3-2の方の9ページの「2030年に向けたCO₂排出量50%削減ロードマップ」上は、50%の削減はできるとされる数値目標にはなっています。この資料3-1だけ見ると、確かに目標数値としては後ろ向きといえますが、目標は下がっているように見えますけれども、今回の資料3-2の、市川市地球温暖化対策実行計画の案でいいますと、2050年の50%削減という数値目標にはちゃんと整合しているということでしょう

か。

熊谷会長

事務局お願いします。

事務局（総合環境課課長）

ここの議論については、昨年度の審議会の中でもいろいろ議論していただいて、この目標達成する積み上げというのは、資料 3-2 の 6 ページの部分になってくるかと思います。ここで委員の皆様には色々なご意見やご審議いただくなかで、目標を実現させるために今取り組んでいるといったところです。そのため、実現できるといったところで進めているものでございます。

杉本委員

整合しているということですか。

事務局（総合環境課課長）

整合しています。大丈夫です。

熊谷会長

杉本委員ありがとうございました。その他、何かご質問ご意見などございますでしょうか。杉本委員、お願いいたします。

杉本委員

最後の項目の話になっちゃうので申し訳ないのですが、脱炭素先行地域の話は入れないのでしょうか。同じタイミングである 2030 年度までの目標になると思うのですが。市川市としても、目玉施策だと思えますし、環境省としても選定している以上は、市川モデルのような形で目玉になっていると思うのですが。今回の資料 3-2 の市川市地球温暖化対策実行計画内の 2030 年までの話の中に、個人的には入れてもよいのではないかと考えているのですが、その辺はどのように考えてらっしゃいますか。

熊谷会長

事務局、いかがですか。

事務局（総合環境課課長）

はい。先ほどの繰り返しになりますけど資料 3-2 の 7 ページの一番下に、策定している段階では先行地域などが入ってきていなかったため、この計画の中に今現状含まれておりません。ただ、昨年度もいろいろお話しあった中で、促進区域とかといったところの議論も今後進めていかなくてもいけないところだと思いますので、この辺も踏まえて、見直しといいま

すか、いろいろ検討していく必要があるかと認識しております。現状では入っておりません。

杉本委員

今回の資料 3-2 市川市地球温暖化対策実行計画の策定年月が令和 7 年●月となっています。統合を急がなくてもいいのであれば、脱炭素先行地域の内容を入れてもいいのではないかと思います。それこそ、どうしても 8 月に出したいということであれば作業が間に合いませんけど、そうじゃないのであれば、目標のおしりが 2030 年度で揃っているのを入れていいのではないですかと思いますがいかがですか。

熊谷会長

事務局いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。今回、目的はまず統合といったところがございますので、統合させた上で、こういったところについても、みていきたいなと思います。今この段階で、入れるとはお答えできないです。

杉本委員

ご検討ください。

事務局（総合環境課課長）

はい。ありがとうございます。

熊谷会長

ありがとうございます。ぜひご検討いただければと思います。今年度中に策定できればということで先ほどご報告もあったかと思いますが、入れていただければと思います。その他、何かご質問ございますでしょうか。

太田委員お願いします。

太田委員

はい。資料 3-2 の市川市地球温暖化対策実行計画の概要版 6 ページですが、家庭用の目標値について、潜熱回収型給湯器が 2030 年度までで 129,000 台、この数値は保有台数なのですけれども。今、市川市の世帯数が 20 万世帯くらいだと思って。そうすると、ちょっと僕も詳しくないのですが、約半分がこういった省エネの改修を導入しなきゃいうのと、その下の項目、再エネ等の太陽光発電ですね。この目標達成するとなるとですね、世帯数でいったら、5 件に 1 件とかそれぐらいの太陽光パネルをつけなきゃいけないというところになると思うのですが、これは 2025 年のあと 4 年ぐらいで実際に実現可能なものかというところに対しての見込みや方向性、方針を教えてくださいたいです。

熊谷会長

ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。これは昨年度策定しているものになっており、策定していく中でもいろいろお話をさせていただいたのですが、目標としては非常に高い数値となっていますので、現状ではなかなか厳しい数値という認識は持っております。ただ、2030年の50%削減を目指していくにはやはり、高い目標を持って取り組んでいかなきゃいけないというところで、目標値としては高い目標を定めて取り組むという意識を持っていただければと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。太田委員いかがですか。

太田委員

目標値として、もうちょっとで届きそうとかいえるレベルではないぐらいの数字だと僕は思うのですよ。なので、実現が不可能とは言いませんけれども、何かしら他の手段といいますか、本当に2030年で50%削減ということであれば、何かしら他の手だてがないといけなような気がしますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

熊谷会長

ありがとうございました。

ほどだ委員お願いします。

ほどだ委員

今のこの報告というのは、これまでこの審議会ですべての中身を見てきた区域施策編というところも含めて、いくつかの計画を統合していく、一本化していくということに関するご報告をいただいたという認識かと思っているのですけれども、そうなってくると区域施策編に関しては、私の手元に今までやってきたものがあるのですけれども、気候変動適応計画ですとか、市川市エネルギー計画ですとかというのは、原本を見ていないので、それを統合しますっていうふうにおっしゃっていただいたのですけれども、その統合がかなっているかどうかということに関しては、なかなか今判断がしにくいかなというふうに思う部分がありまして、今この資料3-1右側の更新内容についてというのは、この計画に関する必要なものを、こちらの今まで出てきたものに統合していくという内容をここにお示しいただいているという認識で間違っていないでしょうか。そうなってくると、やっぱりこの統合するという具体的な内容が、この計画のどの部分なのかというところを、私としては見せていただきたいかなというふうに思うのですけれども。この後、統合していきますというふうなお話で、中身についてはまた置いてですけども、今回統合しますというものに関しては今後ご提

示いただけるような計画、審議する計画というのはあるのでしょうか。

熊谷会長

はい。ありがとうございます。事務局いかがですか。

事務局（総合環境課課長）

はい。おそらくおっしゃりたいことは、統合する前の計画を見てないので、どこが統合されてこれに組み込まれたのかわからないので、そこら辺の比較をしっかりとしたいということによろしいでしょうか。

ほどだ委員

はい。

事務局（総合環境課課長）

計画自体はございますので、お示しすることはできるのですけれども、ボリュームが非常に多いので、提示の方法を事務局にて検討させていただきます。

熊谷会長

ありがとうございます。ほどだ委員お願いします。

ほどだ委員

ありがとうございます。そうすると、今までボリュームがあるその計画というものはなくなると、なくなるといいますかその原本というはなくなって、こちらに一本化していくところですね。そうするとボリュームは落とすという認識なのでしょうか。この市川市地球温暖化対策実行計画が、とにかく分厚くなっていくのか、そのような点を伺ってもよろしいでしょうか。

熊谷会長

事務局お願いします。

事務局（総合環境課課長）

はい。今回、気候変動適応計画とかもあり、これは暫定版ですけれども、計画期間が切れているものもあつたりしますので、そういったところも見直しを図りながら、必要なものを市川市地球温暖化対策実行計画に盛り込んで、ボリューム感としては落としていくかと。削るところは当然出てくると思います。しっかりその辺は見直して、1つのものに作り上げたいと考えております。

熊谷会長

ありがとうございます。事務的には抜けがないように、4つを1つにするので重なっている部分は削られる部分もあるかもしれないのですが、中身・内容としては同じものができるという形になるように、事務側で構築をして作り上げていくのかなと理解しております。そのような理解でよろしいでしょうか。

事務局（総合環境課課長）

はい。その通りでございます。

熊谷会長

ほとだ委員、お願いします。

ほとだ委員

ありがとうございました。理解いたしました。今見た限りでは、やはり内容がかぶっているとか、一本化しても、どちらにせよ、地球温暖化対策に繋がる内容なので、一本化できるのであればスリム化したほうが、やはりどの計画もボリュームがあるので、そこをわかりやすくまとめていただけるのだったらとてもいいのではないかなと思います。大変だと思いますが、よろしくお願いいたします。

熊谷会長

ありがとうございます。

それでは、時間に限りもございますので、まだまだご意見あるかもしれませんが、最後の議題に移りたいと思います。「脱炭素先行地域の選定結果について」ということでご報告になります。事務局、よろしくお願いいたします。

事務局（カーボンニュートラル推進課長）

はい。ご説明いたします。市長公室、カーボンニュートラル推進課長でございます。お手元の資料4、それから2枚目についております、カラー刷りのパワーポイント2枚にてご説明をいたします。まず資料4とあります1枚目をご覧くださいませでしょうか。この書式につきましては、これまでの本審議会において、同様の書式の見た目において、ご説明してきたところでございます。重複するところもございますが、概略をкаいつまんでご説明いたします。

今回、脱炭素先行地域、5月9日に環境省より選定の通知をいただきました。今回選定に至りましたのは7団体で、国が100団体を目標としているところ、これまでに88団体が選定されたこととなります。資料をお願いします。1ポチであります、そもそもこの制度は何かということが書いてございます。今申し上げました、100ヶ所を選定すること。それから2番目の要件として、2030年までに電力由来の二酸化炭素をゼロにしたい。また地域課題を同時解決したい。そしてこれはあくまでモデルでございますので、全国展開が可能なモデル性。こうしたことは先にご説明した通りでございます。2番目、本市の地域課題でご

ざいます。同時に、子育て世帯のエリアの定住促進をねらうということでございます。公募のタイトル、そこに書いてある通りでございます。言葉から読み取れますとおり、賃貸住宅にターゲットを絞ったものでございます。4 番目、共同提案者については 12 団体をお示しいたしております。過去から特に変わってございませぬのでご確認ください。対象エリアも過去のご説明と変わっておりません。妙典土地区画整理事業区域、プラス下妙典と呼ばれるところでございます。このエリア、非常にファミリー向け賃貸が多く、また 99 年に区画整理が完了し、よって新耐震基準の建物であり、もともと農地であった関係から農協との関係が強いエリアでございます。6 番目、取り組みの事項でございます。取り組みの柱として、省エネの推進、創エネの推進、移動手段・災害対応、そして再エネ電源への契約切り換えの促進と柱を立てております。うち主な取り組みとして、下線部がお示ししているところについて、国としてはこの部分に補助を交付するということでございますので、下線部のところだけご説明いたします。まず住宅の窓・扉を中心とした断熱改修、ガス設備・空調設備の高効率化、太陽光パネルの設置、そして、EV の充電器そしてカーシェアの実施となっております。1 点ご注意なのですが、EV 施設とカーシェアの促進については本審議会でもご意見いただいたところでございますが、最終的な選定案におきましては、これは公共が設置するものに限定されたものになりましたので、一般の方は補助金の対象にならないという取り組みとして選定を受けております。

2 枚目の紙でございます。こちらは今、国がホームページで全国に発信しております、選定結果というものの 1 枚ものの説明資料でございます。これは内容としては、今 1 枚目でご説明したことと同じことが書いてあるわけでございますが、内容として左側のところでございます 1 ポチ「民生部門電力の脱炭素化に関する主な取組」、ここについて内容をご説明いたします。今ご説明する内容は、前の紙でご説明した補助金が交付されるものについての詳細と捉えていただければよろしいかと思います。国については①から⑤の取り組みについて評価していただいたということでございます。まず 1 番目、既存賃貸住宅について、様々な方法で太陽光発電設備を設置する。あわせて、まず窓や扉の断熱改修を行うとともに、給湯機器のヒートポンプへの更新、省エネ化を促進する、これが 1 つ目でございます。2 つ目、市内近郊エリアで、農業組合と協同組合と連携しながら、遊休地に太陽光発電設備を導入するというところでございます。エリアについては、1 枚目に赤印で妙典地区と申し上げましたが、国からの選定の段階におきましては、このエリアの外、つまり市内全域の遊休地に補助金により太陽光をはるということで協議が整いましたので、そのことが書いてございます。3 番目、これは補助金には関係ないのですが、市条例をもとに、不動産仲介業者等を対象とした断熱性能の公表制度を創設し、賃貸住宅の断熱性能を満たすところに脱炭素化した賃貸住宅に入居する子育て世帯に対して補助金制度を検討するというところでございます。これは補助金に関係なく市が制度をこれから立てつけることでございます。予算措置を伴うこともございますので、まだ決定とまでは言えない段階ではありますが、そのような考えに基づいて評価をしていただいたところでございます。4 番目。各社の知見ノウハウ等共有してサービス会社、仲介業者、農業協同組合と連携してプラットフォームを創設すること。これは、賃貸住宅の断熱につきましては非常に難しい取り組みでありますので、関係所管、農協

やハウスメーカーと連携しながら切り込んでいくということで、言葉としてはプラットフォームという体制で臨むということでございます。最後、この審議会でも出ましたが、地域新電力の話でございます。いちかわクリーンエネルギー株式会社を中心となって、市が中心となって設立し、すでに設立をしたわけでございますが、これによって小売り電力事業登録後、再エネ電力を供給するという取り組みになっております。以上簡単ではございますが、脱炭素先行地域に選定されましたのでご報告いたします。以上でございます。

熊谷会長

ご報告ありがとうございました。ただいまの報告について、ご質問等ございますでしょうか。ありましたら挙手をお願いします。

門田委員をお願いします。

門田委員

門田と申します。6月の定例会で私も太陽光発電設備の補助について質問したのですが、その直前の5月6日に妙典地区の脱炭素先行地域が決定されているのでそれに乗かってそのような質問した次第なのですが。特に関心があるのは、ご説明と報告にありましたが、「地域の脱炭素と地域課題を同時に解決すること」という項目がありますので、それに関連して具体的な説明の中で、市内郊外エリアで、JA、農業協同組合と連携して、遊休地等を活用したオフサイト型太陽光発電を導入するというような取り組みがありますけれども、それに関連して6月の定例会で質問したのですが、その時はあまり具体的な話をお聞きできなかったのですけれども。営農型のソーラーパネルだと思うのですが、その一方で、個人の住宅を新築にした場合に、屋根に太陽光パネルを取り付けて、補助金をもらうというような制度は、市川市は平成12年度からあったと記憶していますが、今後ですね、妙典地区のこういう先行地域選定に絡めてですね、市内のパッケージですね、太陽光発電に関するパッケージでいくと、そういうものを構築していく、もっと正確に構築していく必要があるのではないかと思います。その点はいかがお考えでしょうか。前回の一般質問ではあまり具体的な改善策が見えなかったように記憶しているのですが。よろしくお願いいたします。

熊谷会長

ありがとうございます。何か取り組んでいるようなことについてこの場でご説明いただけるようなことがございましたらお願いします。

事務局（カーボンニュートラル推進課長）

ありがとうございます。ご質問にお答えいたします。今、市長公室からご説明いたしました先行地域のことと、それから市内全体のお話という流れでご説明を差し上げたいと思います。

まず先行地域のことでございますが、先にもご説明差し上げました通り、この2枚目の②にある取り組みというのは営農型とおっしゃいましたが、主にそういったところでございま

す。営農型をはじめ、いわゆる空き地といいますか、土地利用が低未利用になっているところ、こういったところを対象に先行地域の補助金を活用して、太陽光パネルが設置されるということでございます。一方で、全体の市域全体について、家屋を含めた全体のパッケージという意味では、まずこの先行地域の対象ではございませんので、全体をトータルするという意味では総合環境課からご説明いたします。

事務局（総合環境課課長）

はい。家屋の太陽光に関しましては、今既存の太陽光の補助金というのがありますので、それを今まで通り活用していくような形での、補助の対応になっていくと思います。地域新電力会社である「いちかわクリーンエネルギー株式会社」も昨年度立ち上げましたので、そういったところと絡みながら、屋根の太陽光などは一緒になって組みながらどういうことができるかというのはこれからの話となりますので、考えていく部分かなというふうに認識しております。

熊谷会長

ありがとうございます。門田委員、お願いします。

門田委員

今回の5月6日の先行地域選定というのは、全国的にも非常に名誉があるといえますか、非常に注目される指定なものですから、この機会を生かして是非とも市内全体の太陽光パネルの設備に対する補助も含めて、支援していく形をどんどん進めていただきたいと私は思っております。この機会をぜひ生かしていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

熊谷会長

ありがとうございます。それでは、ご質問などございませんでしょうか。

それでは、議題4「脱炭素先行地域の選定」で環境省からの補助金を得て、様々なことに取り組んでいかれると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で、本日予定している議題はすべて終了いたしました。これもちまして本日の市川市環境審議会を閉会いたします。